

提 供 日 2026/10/26
タイトル 住民監査請求の受理
担 当 監査委員事務局監査課
連 絡 先 監査班
TEL 054-221-2927



幸福度日本一の静岡県

政務活動費に係る返還請求権の行使を怠る事実に関する住民監査請求を令和8年10月5日に受け付け、10月22日に監査委員協議会を開催し、要件審査を行った結果、これを受理して、監査を実施することを決定した。

1 請求人

住所 静岡県

氏名 A*

住所 静岡県

氏名 B

2 監査対象機関

静岡県議会事務局総務課

3 請求の要旨（住民監査請求の原文を抜粋して作成）

(1) 対象となる怠る事実

静岡県知事は、静岡県政務活動費の交付に関する条例（平成13年静岡県条例第39号。以下「条例」という。）に基づき、会派「自民改革会議」（以下「本件会派」という。）に政務活動費を交付している。本件会派は、所属議員であるC議員（D市選挙区。以下「C議員」という。）が借り受けた自動車（トヨタbZ4X、リース期間令和6年9月19日から令和13年9月18日まで。以下「本件車両」という。）のリース料の2分の1を、令和6年10月分から令和8年3月分まで計18回、合計553,100円、政務活動費から支出した（以下「本件支出」という。）。

本件支出は後記(2)のとおり、条例及び「政務活動費の制度と運用指針」（以下「運用指針」という。）に定める使途基準に適合しない違法又は不当な支出であり、本件会派は同額を法律上の原因なく利得している。知事は本件会派に対し不当利得返還請求権（民法第703条）又は条例第10条に基づく返還命令の権限を有するにもかかわらず、その行使を怠っている（地方自治法第242条第1項の「財産の管理を怠る事実」）。

(2) 違法・不当である理由

①運用指針は、自動車リース代について「活動実態に応じて案分充当する」と定めているが、本件車両の運転記録簿、運行距離、利用関係、利用した政務活動の日時・場所・内容を示す文書、充電費用の記録は、静岡県議会議長の開示決定（令和

* 個人情報等に係る原文の記載について、A～Dで置き換えてあります。

8年9月25日付け静議総第24号)においていずれも「取得していないため不存在」とされた。活動実態を示す資料が一切ない以上、案分率2分の1には根拠がない。

②18件すべての支出証拠書において「目的」「使途」「政務活動・県政との関連性」欄は空欄(「—」)であり、案分の理由も「政務活動と私用で案分」と記載されるのみである。

③C議員は、本件車両の導入前である令和6年4月から9月までの自動車燃料代について、案分の理由を「政務活動、後援会活動、私用で案分」とし、案分率4分の1で充当していた。ところが本件車両のリース料では後援会活動を理由なく除外し、案分率を2分の1に引き上げており、合理的な説明がない。

④運用指針は、議員・会派が積極的な立証活動を行わない場合は正当な政務活動費の支出と認められないと明記している。本件支出は、社会通念上当然に政務活動費と推認される少額経費ではない。

⑤本件車両はメーカー希望小売価格約600万円(税込)の電気自動車の上位グレードで、リース総額は6,662,040円、支払月額は79,310円である。岡山市議会議員の自動車リース料(月額72,000円、5年、総額432万円)の2分の1を政務活動費で支出したことを違法とした広島高裁岡山支部令和2年9月10日判決(以下「令和2年広島高裁岡山支部判決」という。)の事案と比べても、本件は月額・期間・総額のいずれも上回る。社会通念上、政務活動にふさわしい車種・価格とはいえず、運用指針の「社会通念上妥当な範囲」を超える。

⑥本件リースの期間は7年(84か月)であり、C議員の県議会議員の任期満了日(令和9年4月29日)を約4年5か月超える。さらにC議員は令和8年12月6日告示のD市長選挙への立候補を表明しており、立候補の届出をすれば公職選挙法第90条により県議会議員の職を辞したものとみなされる。任期を大幅に超え、中途解約には高額の規定損害金を要する長期契約は、議員の任期中の政務活動のための車両確保としては合理性を欠き、その実質は議員個人の長期的な車両確保というべきである。

(3) 県の損害

本件会派は、令和6年度(交付額221,400,000円、支出合計206,058,890円、残余15,341,110円)及び令和7年度(交付額221,400,000円、支出合計199,377,183円、残余22,022,817円)のいずれも、支出の総額が交付額を下回り残余を返還している(収支報告書)。したがって、使途基準に適合しない本件支出の額だけ本件会派が返還すべき残余が増えることになり、県は同額の損害を受けている(最高裁平成30年11月16日判決参照)。

(4) 請求する措置

静岡県監査委員(又は個別外部監査人)は、静岡県知事に対し、本件会派に対して次の金額及びこれに対する法定利息の返還を請求するよう勧告することを求める。各区分は、請求期間(地方自治法第242条第2項)の判断に応じて独立に審査されることを求める趣旨である。

ア	令和7年11月分から令和8年3月分まで（5回）	153,625 円
イ	令和7年4月分から令和7年10月分まで（7回）	215,075 円
ウ	令和6年10月分から令和7年3月分まで（6回）	184,400 円
	合計	553,100 円

(5) あわせて求める意見

監査委員（又は個別外部監査人）は、次の点について、監査の結果にあわせて意見を述べることを求める。

①令和8年4月分以降の本件車両のリース料への政務活動費の充当について、活動実態を示す記録（運転記録簿等）の確認ができない限り認めない運用とすること。

②C議員が県議会議員の職を失った場合（立候補の届出による失職を含む。）又は任期満了後のリース料及び中途解約に伴う規定損害金等に、政務活動費が充当されないよう確認すること。

4 今後の予定

(1) 請求人の陳述及び監査対象機関の陳述を次のとおり行う。

区分	請求人の証拠の提出及び陳述	監査対象機関の陳述
日時	令和8年11月10日（火）	
	午後1時30分から （目安 1時間程度実施）	左記終了後、準備ができ次第開始 （目安 1時間程度実施）
場所	県庁東館14階 三委員会会議室	

(2) 地方自治法の規定に従い、令和8年12月4日(金)までに監査結果を出す。（住民監査請求を受け付けた日の翌日から起算して60日以内）